

北秋田市公式ウェブサイト広告掲載要領

令和6年4月1日 北秋田市総合政策課

1. 目的

この要領は、北秋田市広告掲載要綱第14条に基づき、北秋田市の管理する公式ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）への広告掲載に関する必要な事項を定めるものです。

2. 広告媒体の種類

(1) 名称

北秋田市公式ウェブサイト

<https://www.city.kitaakita.akita.jp>

(2) アクセス件数

令和5年度実績（平均）

・ユーザー数：40,190／月（1,317／日）人

・アクセス数：67,267／月（2,205／日）件

※このデータは参考であり、件数を保証するものではありません。

3. 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

北秋田市公式ウェブサイトのトップページ

（市民・行政情報、観光情報、移住・定住情報、子育て支援情報、事業者向け情報）の各トップページ）

(2) 広告掲載位置

北秋田市公式ウェブサイトのトップページ下部

（市民・行政情報、観光情報、移住・定住情報、子育て支援情報、事業者向け情報）の各トップページ下部）

※広告の掲載位置は、実際のページにてご確認ください。

(3) 募集枠数

募集枠数の制限なし

※複数枠の掲載申し込みはできません。

※掲載位置の指定はできません。

(4) バナー画像の規格

①サイズ…縦84ピクセル×横200ピクセル

②画像形式…GIF、JPG、JPEG、PNG

③アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可

④データ容量 20KB以下

⑤画像を分割するものは不可

※広告バナーの画像等は、広告掲載希望者の責任と負担において作成してください。

※画像等の作成においては、「北秋田市公式ウェブサイト広告表現基準」を遵守してください。

(5) 広告掲載料

1 枠当たり 月額 3,000 円 (税込み)

申込み期間に応じて次のとおり割引を行います。

申込期間	割引率	掲載料
1 か月～ 3 か月	なし	(3 か月の場合) 9,000 円
4 か月～ 6 か月	5%	(6 か月の場合) 17,100 円
7 か月～ 9 か月	7%	(9 か月の場合) 25,110 円
10 か月～12 か月	10%	(12 か月の場合) 32,400 円

※広告掲載料は、指定する期日までに一括納付となります。

※送金手数料が発生する場合は、広告掲載希望者のご負担となります。

(6) 広告の掲載期間

随時募集 (最長 12 か月の掲載)

※広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の第 1 日とします。ただし、月の第 1 日が北秋田市の休日 (以下「休日」という。) に当たる場合は、その翌日 (この日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない日) となる場合があります。

※広告の掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の最終日とします。ただし、月の最終日が休日に当たる場合は、その翌日 (この日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない日) となる場合があります。

(7) 掲載可能な広告等の範囲

市ウェブサイトへ広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブサイト内容の範囲は、本要領に定めるもののほか、北秋田市の広告掲載に関する基準 (以下「掲載基準」という。) の規定に準ずるものとします。

4. 申込み方法

(1) 広告掲載の申込み方法

市ウェブサイトへの広告掲載希望者は、北秋田市公式ウェブサイト広告掲載申込書 (様式 1 号) に必要事項を記入し、下記までお申し込みください。

なお、電子メールを用いた申し込みの場合においては、様式1号と同様の内容を記載したものであれば受け付けるものとします。

【提出物】

- ・北秋田市公式ウェブサイト広告掲載申込書
- ・バナー広告画像等データ
- ・（新規掲載希望の場合）広告主の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）や、資格又は免許を必要とする業種にあつてはそれを証明する書類の写し等を提出してください。

【申し込み先】

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

北秋田市総務部総合政策課広報係

電話番号：0186-62-6608

電子メールアドレス：kouhou@city.kitaakita.akita.jp

5. 広告の選定方法及び掲載手続

(1) 選定方法

選定は、掲載基準に従い内容を審査のうえ、掲載の可否を決定します。

(2) 掲載手続

- ・広告掲載の可否を「広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式2号）」にて通知します。
- ・承認の場合は、同封又は後日送付する「納入通知書（請求書）」により、指定する日までに広告掲載料を納付してください。
- ・入金を確認されたのち、広告掲載開始日に、画像データをバナー広告として掲載します。ただし、月の第1日が休日の場合は、その翌日（この日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない日）となる場合があります。

6. 掲載広告の変更・取消し

(1) 市は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイト内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることがあります。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことがあります。

- ①指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- ②指定する期日までに広告画像等の提出がないとき
- ③上記(1)の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

- ④広告主、広告の内容またはリンク先ウェブページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- ⑤その他、市ウェブサイトへの広告掲載が適切でないと判断したとき

7. 広告内容の変更・取消し

- (1) 広告主は自己の都合により、市ウェブサイトへの広告掲載を変更又は取り消すことができるものとします。
- (2) 広告掲載を変更又は取り消すときは、広告主は広告掲載内容取消申請書（様式3号）により本市に申し出る必要があります。
- (3) 上記の規定により広告掲載を取り消した場合は、すでに納付済の広告掲載料の返還は行いません。

8. 広告掲載料の返還

- (1) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還を行います。
- (2) 広告主の責に帰する理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の返還は行いません。
- (3) 上記(1)の規定により返還する広告掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還します。
- (4) 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付しません。

9. 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとします。
- (3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。
- (4) 広告主は、広告主、広告の内容又はリンク先ウェブサイトの内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときは、速やかに市へ報告するものとします。

10. その他

- (1) 広告主は、やむを得ない事由により、広告のリンク先又は広告画像等を変更すると

きは、速やかに以下へ連絡するものとします。

(2) この要領に定めるもののほか、市ウェブサイト広告に関して必要な事項は北秋田市公式ウェブサイト広告表現基準の規定を適用します。

(3) その他、広告掲載に関しては本市の指示に従ってください。

【連絡先】

北秋田市総務部総合政策課広報係 電話番号：0186-62-6608

電子メールアドレス：kouhou@city.kitaakita.akita.jp